

# 平成22年第3回安堵町議会定例会会議録

(最終日)

平成22年9月17日(金) 午前10時

於：安堵町議会 議場

## 1 応招議員 12名

1番	安井	修	2番	山岡	敏
3番	岡田	裕明	4番	森田	瞳
5番	吉田	忠世	6番	松田	和代
7番	松本	正弘	8番	溝脇	久利
9番	田中	幹男	10番	福井	保夫
11番	吉田	宏至	12番	溝本	隆

## 2 出席議員 10名

## 3 欠席議員 2名

5番 吉田忠世 7番 松本正弘

## 4 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者

町長	西本	安博	理事	吉岡	勉
教育長	中川	克己			
理事	北田	秀章	理事	吉岡	勉
理事	山崎	文生			
総務課長	中野	彰宏	税務課長	喜多	君美代
住民課長	堀口	善友	産業課長	寺前	高見
人権同和对策課長補佐	大星	義博	建設課長	古川	秀彦
水道課長	北門	康幸			

## 5 職務のため、会議に出席した者

議会事務局長 近藤 善敬 書記 吉川 明宏

6 会議事件は次のとおりである。

- 日程第 1 認定第 1 号：平成 21 年度安堵町一般会計歳入歳出決算の認定について  
(委員長報告)
- 認定第 2 号：平成 21 年度安堵町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について  
(委員長報告)
- 認定第 3 号：平成 21 年度安堵町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について  
(委員長報告)
- 認定第 4 号：平成 21 年度安堵町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について  
(委員長報告)
- 認定第 5 号：平成 21 年度安堵町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について  
(委員長報告)
- 認定第 6 号：平成 21 年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）歳入歳出決算の認定について  
(委員長報告)
- 認定第 7 号：平成 21 年度安堵町介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）歳入歳出決算の認定について  
(委員長報告)
- 認定第 8 号：平成 21 年度安堵町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について  
(委員長報告)
- 認定第 9 号：平成 21 年度安堵町水道事業会計決算の認定について  
(委員長報告)
- 日程第 2 議案第 5 号：平成 22 年度安堵町一般会計補正予算（補正第 5 号）について
- 日程第 3 一般質問
- 日程第 4 議員派遣について
- 日程第 5 議会運営委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第 6 諸般の報告

-----  
開 議 午前 10 時  
-----

議長（森田 瞳） おはようございます。

只今の出席議員 10 名です。

定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。

議長（森田 瞳） 本日の議事日程は、お手元に配付しているとおりであります。

-----  
議長（森田 瞳） 日程第 1 認定第 1 号：「平成 21 年度安堵町一般会計歳入歳出決算の認定について」から認定第 9 号：「平成 21 年度安堵町水道事業会計決算の認定について」までの 9 議案を一括議題といたします。

去る、8 日の本会議において決算審査特別委員会に付託いたしました。

本案について委員長の報告を求めます。

決算審査特別委員会 田中幹男委員長

9 番（田中幹男） はい。

（田中議員 登壇）

9 番（田中幹男） 皆さんおはようございます。

ちょっと長い報告になろうかと思えますけども、是非辛抱強く聞いていただきたいと思えます。ある意味で 36 年にわたって町長をやられた島田さんが退任され、新しく西本町長が就任をされました。やっぱり新しいこれからの安堵町の町づくりへの今日は第一歩になる日だというふうに私は思っております。是非最後まで集中してよろしくお願いいたします。

それでは決算審査特別委員会の委員長報告を行いたいと思えます。去る 8 日の本会議によって決算審査特別委員会に付託されました「認定第 1 号」「認定第 2 号」「認定第 3 号」「認定第 4 号」「認定第 5 号」「認定第 6 号」「認定第 7 号」「認定第 8 号」「認定第 9 号」以上 9 件につきまして、去る 9 月 10 日、14 日の 2 日間にわたり特別委員会を開催し、審査いたしました結果を御報告させていただきます。

出席委員は 8 名であります。それにオブザーバーとして、議長と監査委員が加わり 10 名で行っております。本委員会は決算状況について、理事者側から決算書と主要な施策の成果を基に概要説明を受け、慎重に審査をいたしました。

まず認定第 1 号：「平成 21 年度安堵町一般会計歳入歳出決算の認定について」であります。歳入総額 30 億 9,720 万 1,526 円、歳出総額は 29 億 376 万 9,339 円であり、前年度に比べて、歳入は 2 億 9,136 万 1,541 円、10.4 パーセントの増加となっており、歳出は 2 億 6,600 万 8,991 円、10.1 パーセントの増加となり、形式収支は 1 億 9,343 万 2,187 円でありまして、繰越明許費 6,092 万 8 千円を差し引いた実質収支額で、1 億 3,250 万 4,187 円の黒字を計上しております。

歳入の主なものを見てみますと、国庫支出金が 2 億 1,346 万 5,601 円、県支出金で 953 万 4,050 円、繰越金で 4,831 万 9,194 円、諸収入で 1,307 万 8,241 円増加しておりますが、一方、町税では 5,239 万 4,200 円の減収となっております。また、地方交付税が 990 万 2 千円の減少となっております。

自主財源の町税をちょっと詳しく見て見ますと、調定額 8 億 4,439 万 2,010 円に対し、収入済額は 7 億 7,364 万 5,662 円となり、前年度に比べ 5,239 万 4,200 円、6.3 パーセント減少し、収納率も 91.6 パーセントであり、若干ながら前年度比で 1.2 ポイントのマイナスとなっております。国庫支出金については、前年度比 2 億 1,346 万 5,601 円。これは 293.8 パーセントの大幅増加となっております。これは国による定額給付金事業や、地域活性化臨時交付金による交付金措置によるものであります。

歳出総額は、前年度に比べ 2 億 6,600 万 8,991 円、10.1 パーセントの増加であり、定額給付金支給事業や、地域活性化臨時交付金事業を活用した小・中学校の施設整備や、ICT（情報通信技術）整備、また、歴史民俗資料館の耐震工事、町道維持補修工事などに使われ大幅な増加となっております。

委員からは、「町民税の収納率 91.6 パーセントで、前年度比 1.2 ポイントマイナスとなり、収入未済額が 1 千万近く増えたのは、景気の低迷によるものだけなのか」、「保育料では 288 万 7 千円の収入未済額があり、滞納繰越額が 831 万 3,850 円と大幅に増えているのはなぜなのか」、「公営住宅や改良住宅の住宅使用料で、調定額 6,121 万 7,200 円に対し、収入済額は 2,765 万 1,900 円であり、不納欠損額 391 万 4,600 円で収入未済額は 2,965 万 700 円、と大きな金額となっております。前年より 130 万程度減少しているものの、依然大きな未済額を残してどう解消していくのか」等の発言があり、今後とも鋭意努力するという理事者側の発言に対し、今の体制ではできない部分もあり、徴収を一括する機構改革も必要ではないかとの意見も出され、町長も「全町挙げてのチーム作りが必要で、包括的に検討していきたい」と答えておられます。また、「議会を活性化させるためにも、議会の日程等の周知が必要ではないか」、「下水道の水洗化率は順調に進んでいるのか」、「災害備蓄品は十分なのか」、「消火栓の点検は十分になされているのか」、「資料館の管理運営費 4,400 万円に対し、収入は 25 万円ではいかがなものか」、「全ての収容避難所に、身体障害者トイレの設置をして

ほしい」、また、「町民体育祭の日時について、旧村では農繁期であり、参加したいが参加できない。是非検討をお願いしたい」等の要望も出された。

国の政権も変り、今後とも地方分権は進展の方向にあると見込まれるものの、なお当面は、税源移譲や地方交付税、国庫支出金等の財政面の各般について、改善の方向や具体的内容が不透明な状況にかんがみ、事業の実施に当たっては、規模の大小や内容を問わず、よりの確な予算編成に努められ、事業目的を確実に達成されるよう、一層の努力を要望いたしました。以上の結果をもちまして、本委員会は、「平成 21 年度安堵町一般会計歳入歳出決算について」は、原案どおり認定すべきものと決定いたしました。

次に認定第 2 号：「平成 21 年度安堵町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」であります。歳入総額 7 億 7,682 万 8,339 円、歳出総額 8 億 2,841 万 3,465 円で、実質収支額は 5,158 万 5,126 円の大幅な赤字となり、繰上充用金をもって補てんされているところであります。これは財政調整基金 1,021 万 1,128 円を取り崩した結果であり、実質的な赤字は 6,179 万 6,254 円であり、前年に対し 4,697 万 9,353 円、317.1 パーセントの大幅な増加となっております。収納率は 61.7 パーセントであり、0.9 ポイント向上したが、依然といたしまして収納未済額 9,065 万 6,340 円と多く、収納率も低い水準にあります。これらは、この間の経済危機の中で、保険加入者を取り巻く生活上の様々な環境の厳しさによるものと思われまます。

委員からは、「未済額 9 千万円余りをどう解消するのか」併せて、「特定健診の受診率はどれぐらいか」、「後期高齢者の受診率はどうか」、「安堵町に火葬場が無く、建設計画もないことから、他市町へお願いする場合、町で助成することはできないのか」等の質問、要望が出されております。

今後は、地域住民の相互扶助を根幹とする、医療保険制度の健全な維持運営のために、滞納の解消はもとより、地域ぐるみで高齢者の健康維持増進を推進し、医療費の抑制に取り組まれることを期待し、原案どおり認定すべきものとして決定をされました。

次に認定第 3 号：「平成 21 年度安堵町老人保健特別会計歳入歳出決算について」であります。実質収支で 136 万 2,089 円の赤字であり、繰上充用金をもって補てんされているところであります。

本特別会計は、後期高齢者医療制度に移行したことに伴い、平成 23 年度まで遅延、過誤等による医療費の請求や、拠出金等の清算事務処理のために存続するものであり、原案どおり認定すべきものと決定されました。

次に第 4 号：「平成 21 年度安堵町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について」であります。歳入総額 290 万 4,726 円、歳出総額 1,945 万 2,046 円で実質収支額は 1,654 万 7,320 円の赤字となっております。これも繰上充用金をもって補てんされているところであります。

委員からは、「21 年度調定額 2,193 万 2 千円に対し、収納額 290 万 5 千円、13.2 パ

ーセントであり、収入未済額 1,913 万 2,388 円では異常に低いのではなかろうか、どうしても収納できないのなら、欠損処理もやむを得ないのではないか」等の発言が発表されております。この不足額の要因はこれまでと同様に、住宅改修資金、住宅新築資金、宅地取得資金の貸付金が長年にわたり滞った結果でありまして、現在も滞納が増え続けている状況にあります。今後、資金の回収にはこれまでにない強力な取組を行い、負担の公平性を維持するためにも、特に滞納者との意思疎通を心掛け、滞納の縮減に努められることを要望し、原案どおり認定すべきものと決定をされました。

次に認定第 5 号：「平成 21 年度安堵町下水道事業特別会計の歳入歳出決算について」であります。歳入総額、歳出総額ともに 4 億 2,827 万 2,437 円でありまして、実質収支額は 0 円となっております。前年度に比べ、歳入歳出とも 226 万 119 円、0.5 パーセントの増加となっております。

現在普及率が 77.3 パーセント、水洗化率が 59.9 パーセントと着実に進展しておりますが、なお一層の早期の完成を目指しての事業展開を期待するものであります。

委員からは、「小泉苑地区の問題解決のために、トップ交渉を持ってはどうか」、「東安堵の、96.7 パーセントの整備率で、10 パーセントの水洗化率とはどういうことか」等の質問が出され、町営住宅や改良住宅がまだ未接続となっております。マンションについても、多くが接続されていないことが明らかになっております。小泉苑地区の溢水問題と併せ、最優先課題として、事業を展開していくことを希望し、原案どおり認定すべきものと決定をされました。

次に認定第 6 号：「平成 21 年度介護保険別会計（介護事業勘定）」であります。歳入総額 4 億 8,044 万 522 円、歳出総額 4 億 8,487 万 4,475 円でありまして、実質収支額は 443 万 3,953 円の赤字となっております。これについても 22 年度予算において、繰上充用金をもって補てんされております。

歳入総額は 1,914 万 5,630 円、4.2 パーセントの増加でありまして、歳出総額も 3,471 万 4,428 円、7.7 パーセント増加し、その大部分を保険給付費が占め、前年度に比べて、3,390 万 8,398 円の 8.1 パーセントの増加となっております。

委員の皆さんからは、「普通徴収について滞納部分が多いが、どう見通しをもっておられるのか」、「高齢化社会に進む中で、包括支援センターのケアマネージャー 2 名の体制で十分なのか」等の発言がされた。今後とも、高齢化の進展により、保険利用者、保険給付費の増加が予想されることありますから、保険料の適切かつ徹底した徴収の実行と、適切な制度運営に努められることを要望し、原案どおり認定すべきものと決定をされました。

次に認定第 7 号：「平成 21 年度介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）」であります。歳入歳出総額ともに 386 万 8,949 円でありまして、実質収支額は 0 円となっております。今後、利用者の増加が見込まれるところであり、利用者その人その人にあった適切なケアプランの作成とともに、適切な制度運営に努められることを要望し、原案どおり認定すべきものと決定をされました。

次に認定第 8 号:「後期高齢者医療特別会計について」であります。歳入総額 6,614 万 7,260 円、歳出総額 6,598 万 8,860 円であり、実質収支額は 15 万 8,400 円の黒字となっております。この制度は平成 20 年 4 月に創設され、今年で 3 年目を迎えておりますが、年齢で区分し、「後期高齢者」という名称にしたこと、保険料の負担が増加したこと、診療・健診等の受診内容の低下が生じたことなど多くの批判が出され、平成 25 年 3 月をもって廃止されるところであります。

委員からは、「直ちに老人保健に戻すべきだ。廃止はこの社会を本当に高齢者が大切にされる社会にする第一歩である。高齢者が長生きだけを目指すのではなく、長生きして本当によかったと喜べるようにお願いしたい」また、「安堵町の人口を増やすにはどうしたら良いのか」、「10 年、20 年先は」、「今、本当に大事なことは、言葉だけでなく、益々人口減が予想される中で、行政に求められているのは、1つ1つの施策の実行であると考えます。本当の意味での検討をお願いしたい」等の意見、要望が出され、原案どおり認定すべきものと決定をされました。

最後に認定第 9 号:「平成 21 年度安堵町水道事業会計の認定について」であります。営業収益 1,589 万 3,118 円、営業費用 1,464 万 308 円でありまして、営業利益は 1,254 万 2,737 円であります。営業外収益 113 万 7,807 円、営業外費用 797 万 5,992 円で、営業外利益は 683 万 8,185 円のマイナスながら、当年度純利益 568 万 885 円を計上することができました。当年度末処分利益剰余金 3,924 万 9,167 円を計上することができ、減債積立金 500 万円を差し引いた残り 3,424 万 9,167 円の次年度繰上剰余金を残すことができしております。

委員からは、3 人という少ない職員で着実に運営されていることにお褒めの言葉もあがり、「今後の後継者の育成も含め、奮闘されることをお願いしたい」等の発言があり、原案どおり認定すべきものと決定をされました。また、その他として「公有財産の旧役場庁舎跡地、旧隣保館、かしの木台南公園の有効活用策等は」等の質問が出されております。

以上で報告は終わりますが、相変わらず委員の発言は少なく、私は大変残念に思っております。町民の皆さんの視線も厳しい折、議会を活性化させるためにも、「住んで良かったと思える町づくり」のためにも、今後活発な発言をお願いしたいと思います。

以上、一般会計、7 特別会計、1 事業会計の決算認定について議員各位の御賛同よろしくお願いいたします。

長時間ありがとうございました。以上で終わります。

議長（森田 瞳） これより一括し、委員長報告に対する質疑に入ります。

議長（森田 瞳） 質疑はありませんか。

議長（森田 瞳） 質疑なしと認めます。

議長（森田 瞳） これより討論を行います。  
討論はありませんか。

議長（森田 瞳） 討論なしと認めます。

議長（森田 瞳） これから認定第1号：「平成21年度安堵町一般会計歳入歳出決算の認定について」を採決します。

この採決は、挙手によって行います。

この決算に対する委員長の報告は、「認定」とするものです。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は、挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（森田 瞳） 挙手全員です。

よって、認定第1号：「平成21年度安堵町一般会計歳入歳出決算」については、認定することに決定いたしました。

-----

議長（森田 瞳） これより「認定第2号：平成21年度安堵町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」を採決します。

この採決は、挙手によって行います。

この決算に対する委員長の報告は、「認定」とするものです。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は、挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（森田 瞳） 挙手全員です。

よって、認定第2号：「平成21年度安堵町国民健康保険特別会計歳入歳出決算」については、認定することに決定いたしました。

-----

議長（森田 瞳） これから認定第3号：「平成21年度安堵町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について」を採決します。

この採決は、挙手によって行います。

この決算に対する委員長の報告は、「認定」とするものです。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は、挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（森田 瞳） 挙手全員です。

よって、認定第3号：「平成21年度安堵町老人保健特別会計歳入歳出決算」については、認定することに決定しました。

-----

議長（森田 瞳） これから認定第4号：「平成21年度安堵町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を採決します。

この採決は、挙手によって行います。

この決算に対する委員長の報告は、「認定」とするものです。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は、挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（森田 瞳） 挙手全員です。

よって、認定第4号：「平成21年度安堵町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算」については、認定することに決定しました。

-----

議長（森田 瞳） 認定第5号：「平成21年度安堵町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を採決します。

この採決は、挙手によって行います。

この決算に対する委員長の報告は、「認定」とするものです。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は、挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（森田 瞳） 挙手全員です。

よって、認定第5号：「平成21年度安堵町下水道事業特別会計歳入歳出決算」については、認定することに決定いたしました。

-----

議長（森田 瞳） 認定第6号：「平成21年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）歳入歳出決算の認定について」を採決します。

この採決は、挙手によって行います。

この決算に対する委員長の報告は、「認定」とするものです。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は、挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（森田 瞳） 挙手全員です。

よって、認定第6号：「平成21年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）歳入歳出決算」については、認定することに決定いたしました。

-----

議長（森田 瞳） 認定第7号：「平成21年度安堵町介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）歳入歳出決算の認定について」を採決します。

この採決は、挙手によって行います。

この決算に対する委員長の報告は、「認定」とするものです。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は、挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（森田 瞳） 挙手全員です。

よって、認定第7号：「平成21年度安堵町介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）歳入歳出決算」については、認定することに決定いたしました。

-----

議長（森田 瞳） 認定第 8 号：「平成 21 年度安堵町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」を採決します。

この採決は、挙手によって行います。

この決算に対する委員長の報告は、「認定」とするものです。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は、挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（森田 瞳） 挙手全員です。

よって、認定第 8 号：「平成 21 年度安堵町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」については、認定することに決定しました。

-----

議長（森田 瞳） 認定第 9 号：「平成 21 年度安堵町水道事業会計決算の認定について」を採決します。

この採決は、挙手によって行います。

この決算に対する委員長の報告は、「認定」とするものです。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は、挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（森田 瞳） 挙手全員です。

よって、認定第 9 号：「平成 21 年度安堵町水道事業会計決算」については、認定することに決定しました。

-----

議長（森田 瞳） 日程第 2 議案第 5 号：「平成 22 年度安堵町一般会計補正予算（補正第 5 号）について」を議題とします。

本案につき提案理由の説明を求めます。

総務課長（中野彰宏） はい、議長。

議長（森田 瞳） 中野総務課長。

総務課長（中野彰宏） それでは議案第5号：「平成22年度安堵町一般会計補正予算（補正第5号）について」説明いたします。

本補正につきましては、今月8日、議案第4号で御可決いただきました公有財産管理台帳デジタル化事業につきまして、平成22年度事業のみを補正とさせていただきましたが、平成23年度事業分の事業費も確定したため、この平成23年度事業分も併せて契約することによって、事務及び財政の効率化が図れるため、また、県に確認すると、県においても可能であるという見解を得ましたので、平成23年度の歳出予算の担保のために、地方自治法第214条の規定により、695万3千円を債務負担行為として計上致したく、追加上程するものでございます。また、本件によりまして、平成22年度歳入歳出予算額に増減はありません。歳入歳出総額については、それぞれ27億5,332万9千円でございます。

それでは議案書の方を朗読いたします。

議案第5号：「平成22年度安堵町一般会計補正予算（補正第5号）について」

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規程に基づき、平成22年度安堵町一般会計補正予算（補正第5号）を別紙のとおり提出する。

平成22年9月17日提出

安堵町長 西本安博

1 ページを御覧ください。

議案第5号：平成22年度安堵町一般会計補正予算（補正第5号）

平成22年度安堵町一般会計補正予算（補正第5号）は、次に定めるところによる。  
債務負担行為

第1条 地方自治法第214条の規程により債務負担をする行為をすることができる事項、  
期限及び限度額は、「第一表 債務負担行為」による。

平成22年9月17日提出

生駒郡安堵町長 西本安博

2 ページを御覧ください。

第一表 債務負担行為

事項 安堵町公有財産管理台帳デジタル化業務、  
期間 平成23年度、限度額 695万3千円。

以上でございます。御審議のほどよろしく願いいたします。

議長（森田 瞳） これより質疑を行います。

議長（森田 瞳） 質疑はありませんか。

議長（森田 瞳） 質疑なしと認めます。

議長（森田 瞳） これより討論を行います。  
討論はありませんか。

議長（森田 瞳） 討論なしと認めます。

議長（森田 瞳） これより議案第5号に対し採決します。  
この採決は、挙手によって行います。  
本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（森田 瞳） 挙手全員です。

議長（森田 瞳） よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

-----

議長（森田 瞳） 日程第3：「一般質問」を行います。  
一般質問をされる方を申し上げます。

6番 松田 和代 議員、  
2番 山岡 敏 議員、  
9番 田中 幹男 議員、  
10番 福井 保夫 議員、  
12番 溝本 隆 議員です。

順番につきましては、受付順に行います。

なお、質問時間は回答時間を含め 40分といたします。

議長（森田 瞳） 6番、松田議員の一般質問を許します。

6番（松田和代） はい、議長。

議長（森田 瞳） 松田議員。

6 番（松田和代） 6 番、松田でございます。

AED についてお伺いします。

AED は平成 20 年に配備したと聞いていますが、5 点ほどお尋ねいたします。

1 点目として、今日現在、公共施設の配置場所をお聞きいたします。

2 点目として、日常点検、定期点検及びバッテリー交換等はどのようにされておりますか。

3 点目として、実際に人命救助等で使用されたことがありますか。

4 点目として、町職員において講習会等はされていると思いますが、その受講率と各配置している施設での救命技能有資格者の配置状況をお聞きします。

最後に、AED を正しく取り扱うため、普通救命講師を職員等の方々が受講されたと聞いておりますが、技能向上のためにも定期的に再講習が必要と考えられますが、如何でしょうか。

以上、5 点についてお尋ねいたします。

議長（森田 瞳） 答弁どなたですか。

総務課長（中野彰宏） はい、議長。

議長（森田 瞳） 中野総務課長。

総務課長（中野彰宏） 失礼しました。

まず AED（心肺救命装置）の配置の状況についてでございます。

1 点目、まず場所についてでございますけれども、出先機関を含め 9 施設、役場庁舎、福祉センター、カルチャーセンター、総合施設ひびき、保育所、小学校、中学校、歴史民俗資料館、体育館、以上 9 施設に設置しております。

2 点目、「点検及びバッテリー交換等について」ということでございますけれども、日常点検につきましては、その施設管理者によりまして、機種の種類チェックによりますシステムの正常を確認。もし異常がありましたら直ちに業者連絡をし、点検整備をするということになっております。定期点検につきましては、日常点検により確認していますので、必要はないということですが、昨年に限り、導入している業者が、他の自治体で使用している機種に不具合が見つかったため、正常確認のためシステム点検をこの 8 月に行いました。

3 点目、使用状況ですけれども、幸いにも現在のところ一件もございません。

4 点目ですけれども、町職員におきまして講習会等を開きましてですね、普通救命講習、これにつきましては、庁舎、福祉センター、学校等を含めまして合計 68 名受講者がございます。また、AED の操作講習受講者、操作に関してだけにつきましても、庁舎、

福祉センター、学校等を含め 63 名おります。これは、職員及びまた学校に関しては教員についても受けていただいております。また町職員に限って受講者は 74 名となっております。77.1 パーセントの受講率となっております。

5 点目なんですけども、今後、AED を正しく取り扱うための、また定期的な講習について、音声ガイダンスにより簡単に扱うってことはできるんですけども、この普通救命講習受講者及び AED の操作講習、こういったものについては定期的に開催してまいりたいと思っております。以上でございます。

議長（森田 瞳） 松田議員ちょっとすいません。

中野総務課長にちょっと申し上げますけども、AED のことにつきまして、機械、簡単に結構でございますので、AED 本体自体のその説明、目的、その辺のことちょっとお聞かせ願いますか。

総務課長（中野彰宏） はい、議長。

議長（森田 瞳） 中野総務課長。

総務課長（中野彰宏） 最近特に言われている、心肺緊急停止で倒られる方等が、昨今のマスコミ等にも報じられてるところでございますけども、この AED の装置を誰もが簡単に使うことによって、初動の対応が多く命を救う、というところが、今現在多数報じられております。よって、公共的な施設にも配備いたしまして、これら人の生命を救うという観点からしても設置したところですよ。以上です。

議長（森田 瞳） ありがとうございました。

議長（森田 瞳） 6 番、松田議員。

6 番（松田和代） はい、議長。

ありがとうございました。

今後も適正なる管理で運用され、有事の際には人命救助に貢献されるようお願いいたします。私の一般質問終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（森田 瞳） これで 6 番 松田議員の一般質問を終わります。

議長（森田 瞳） 続いて2番、山岡議員の一般質問を許します。

2番（山岡 敏） はい、議長。

議長（森田 瞳） 山岡議員。

2番（山岡 敏） 2番、山岡敏でございます。

私はちょっと町長にお伺いしたいと思います。

西本町長は、「住んでよかった」と、また「元気な町づくり」「安全で安心して暮らせる町づくり」ということを、常々おっしゃてることを耳に拝見をさせていただいております。島田町長の長い行政の後、引き受けられて、相当プレッシャーもかかるかと思えますけれども、これから町長の後継を継いでいかれるのか、また新しい行政を目指されるのか、いろいろと思案もあろうかと思えます。従って、私は町長に順をおってお聞きしたいと思えますが。

まず町長は基本目標として、公約的な形を常々いろいろなところでおっしゃっており、また新聞等でも発表されております。この問題につきましてもは3つございます。

まず、バス路線しかない町内の公共交通を含む生活機関の整備、2番目としまして、観光産業の振興、教育の振興、それから3番目としまして、福祉の振興、福祉の充実を公約されております。順をおってお伺いしたいと思えます。

まず最初の、40年近く行政に携わってこられたというようにお聞きしておりまして、現実に確認も取っております。行政のトップとしてなられるのは、今回が多分初めてだろうと察し申し上げますけれども、御存知のとおり、助役制度がなくなってから空白になってた副町長、この制度を今回設けたいということで、今回の本会議で提出され可決されております。従いまして、我々も副町長がおられないということは、町長が不在のときに非常に不安がっておりました。そこで副町長がおられるということで、若干の安心感をもっておる次第ではございますけれども、ただお聞きしたいのは、現在北田理事はおそらく、10月1日付けぐらいで副町長という予定だろうと思うんですけれども、現在、会計管理職務代理を兼任されております。したがって、本庁には収入役というものがございませんので、これらの職務代理をどうされるのか、その点まず第1点目、お答え願いたいと思えます、よろしく願います。

総務課長（中野彰宏） はい、議長。

議長（森田 瞳） 中野総務課長。

総務課長（中野彰宏） 山岡議員、すみません。

副町長の件に関しましては、私、総務課長の中野が先に答弁させていただきたいと

思います。

現在、会計管理者は総務担当理事が、今おっしゃいましたように職務代理ということになっております。また、10月1日付けにおきまして、この総務担当理事が副町長にすることになるということになりましたら、地方自治法第169条の規定で、会計管理者の資格に抵触するということになりますので、これは然るべき会計管理者の扱いについて、今現在検討しているところでございます。以上です。

2番（山岡 敏） はい、議長。

議長（森田 瞳） 山岡議員。

2番（山岡 敏） 結構でございます。そのように兼任できないと思いますので、新しく検討していただいて、新しい収入役は今のところありませんので、多分、兼務になると思いますけど、総務課長になるのか、その他の課長になるのかわかりませんが、その点よろしくお願ひしたいと思います。

続きまして本題のバス路線しかない。これは本数も非常に減少されております。町長はかねて、公共交通を含む生活の基盤の整備を考えておられます。実際住民にとって、車に乗れない人にとってはバスというのは有効な足でございます。したがって現在は、かしの木台から JR 法隆寺駅までバス路線しかございません。本数も減少されております。これらについて色々と思案はあろうかと思ひますけれども、今現在町長がどういうふうな形でこの生活基盤の基本路線をやっていこうとお持ちなのか、ちょっと考えをお願ひしたいと思ひます。

町長（西本安博） はい、議長。

議長（森田 瞳） 西本町長。

町長（西本安博） 只今の件について、お答えをさせていただきたいと思ひます。

生活基盤の中には上水道下水道等もありますけれど、これは決算特別委員会の中で論議されましたので、公共交通に絞ってお答えをさせていただきたいと思ひます。

少し細かい話になりますけれど、現在当町には、奈良交通株式会社による、かしの木台線のみ、一路線のみが運行継続されております。しかし、かつてを顧みますと、高田・法隆寺行き線、結崎線、法隆寺・平端線、そして当町に近接するところでは、高田・平端線等にバスが運行されまして、結構本数もございました。これを住民の方々が利用して、それぞれ通勤通学あるいはその他の用途に使っておられた訳でございます。議員の皆様方、あるいは住民の皆様方の強い熱意により、現在は、かしの木台線が存続されております。しかし、これは JR 法隆寺駅へのアクセスでございまして、

近鉄平端駅行きへのアクセスは、今途絶えたままでございます。住民の皆様方には、この点については、非常にご不便をおかけしているところでもございます。

今後、高齢化がさらに進む中で、子どもと共に交通弱者が増加することは明らかでございます。住民生活の生活基盤の向上には、公共交通の確保は行政の責務であり、絶対必要であると考えております。したがって、住民の、これは皆様方のニーズも必要かと思えます、それと、従来とはやはり違うようなシステムで、より当町に適した公共交通サービスの方の確立、これは緊急の課題としておりますので、是非とも取り組んでまいりたいと考えているところでございます。以上でございます。

2番（山岡 敏） はい、議長。

議長（森田 瞳） 山岡議員。

2番（山岡 敏） ありがとうございます。

今町長がおっしゃられたように、平端駅についてもですね、住民の要望も熱い訳でございます。しかし奈良交通もボランティアではございませんので、やはり利益を求められると、どうしても廃止をせざるを得ないという観点から、現在廃止になっておりますけれども、できる限り奈良交通なりに行っていただいて、何とか平端行きを戻していただきたいと、かように要望したいと思えます。

今のことに関連して申し上げたいのですが、先日も私、2、3回この法隆寺線のダイヤ改正の時に奈良交通に行きまして、次長に色々お話ししましてですね、非常に減少されてしまっていると、本数が。ですから一般住民にとっては非常に足がない、買い物にも行かれない。御存知のとおり安堵町にはスーパーも無い、そうするとどうしてもバスで行かなきゃならない人が多くおられる訳ですね。車に乗れる人はそれで良いんですけど、乗れない人が来られるということで、色々と話をしたんですけども、なかなか向こうも乗り手が少ないということで、ちょっと良い答えが貰えなかったんですけども。ただ最後に、法隆寺駅からかしの木台まで帰ってくる、勿論道中ありますけれども、その路線の中で9時台が今まで2本あった訳ですね。それが最初の改正では「9時台はもう0にします」と、「もう8時台で終わりです」というような答えをいただきました。せめて、まず1本だけでも残してくれと、そうしないと9時頃に帰ってくる人は、歩くかタクシーか、そういうような状況になってしまうということで、「じゃあ一応、1年間だけ様子を見ましょう」と、平均で大体4名位乗ってもらわないと採算合わないということで、できたらこの点についてもですね、まあ9時台で帰ってくる方も多分おられると思えます。その方のためにも、是非1年と言わず、できたら御尽力願いたいとかように思います。

続きまして、観光産業の公約ですね、これらについて町長は元々奈良市の職員でおられたときに、そういう専門分野だと私は思っております。観光部長というような肩

書きも、経済部長ですか、観光経済部長というような肩書きもお持ちで卒業されてると思いますので、専門分野であろうということで非常に期待をしております。今の町長の方針といいますか考えといいますか、この分野について、どうやっていこうと思われているのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

町長（西本安博） はい、議長。

議長（森田 瞳） 西本町長。

町長（西本安博） 2問目でございますが、私、奈良市の観光担当しておった訳でございますが、観光というのを独立して考えた場合にはちょっとパワーが弱まってくる訳でございますが、私は観光も全て産業の一環と捉えております。産業の一環として捉えた場合に非常に広い分野である。これはもう国レベルでも当然認めておりますので、観光庁なんていうところも、部署もできている訳でございます。やはり一番は、これからの人口の減少を食い止め、また、定住人口を増やしていくということ、その中にはまたちょっとヒートバックしますが、今山岡議員がおっしゃいましたように、早くにバスが無くなってしまふというのは非常に住みにくい町になる訳でございます。私は奈良交通にも、実はこのポストに座るまでにも、「せめて10時台に1本位何とかならんのか」という話もしていたところでございます。その点については、「補償してくれば行きますよ」という話ではございますが、それは勿論、利用人口の補償が無く、できないということで現在なっております。

そういうことから申し上げましても、産業を活発化し、そこで人の定住化を図る、あるいはこの安堵町を尋ねてきていただく人が増える。これは交流人口と申し上げておりますが、通勤用も含めて、この安堵町に入ってきていただける人が増えるということ、これがまず、安堵町のソフト面での活性化の第一歩かなと考えております。したがって、今後数年のうちには、安堵町にもスマートインターチェンジの開通が見込まれます。これを大きなビッグチャンスととらえまして、産業あるいは観光の具体的な振興策を展開してまいりたいと思います。また具体的には、色々と予算的なこともございますので、今後さらに考え、詰めていきたいと現在は考えているところでございます。以上でございます。

2番（山岡 敏） はい、議長。

議長（森田 瞳） 山岡議員。

2番（山岡 敏） ありがとうございます。

独立採算されるのがちょっと、観光産業発展をするのは非常に難しいということで

ございます。そうしますと一つの例として、近隣の斑鳩の、斑鳩町ですね、ハイキングコースに、富本憲吉とかというような行程をマップと一緒に協定を入れてもらうとか、そういうようなことについてのお考えはございませんか。

町長（西本安博） はい、議長。

議長（森田 瞳） 西本町長。

町長（西本安博） 若干ちょっとそれますが、東京なんか行きますと、安堵町と申し上げても、「何処にあるんですか」というまず回答があります。それで、「法隆寺のある斑鳩の隣町ですよ」と言いますと、「ああそうですか、わかりました」という答えが返ってきます。それぐらい隣の町はそういう意味ではメジャー級でございます。

やはり、歴史であるとか地域性ということは、同一の性格の時代だと私は考えておりますので、当然に、少し広域的に、やはり取り組む必要があると思います。それについてはまた、関係部局とも調整を図りながら取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。

2 番（山岡 敏） はい、議長。

議長（森田 瞳） 山岡議員。

2 番（山岡 敏） ありがとうございます。

できるだけ、そういうような発展のする町づくりを目指していただきたいと思いません。

次に教育、福祉の振興ということで考えられておられます。

年々、少子高齢化、年寄りが多くなって来る昨今、やはり福祉関係ですね。また介護関係等に非常にお世話になる方が益々増えてくるだろうと思っておりますので、これらの件について、町長としてどういう思案、施策をお持ちなのか、この点について簡単で結構ですからお答えいただきたい。

町長（西本安博） はい、議長。

議長（森田 瞳） 西本町長。

町長（西本安博） この点についてでございますが、やはり福祉ということについては、ソフト面での施策の大きな柱であるという私は位置付けをしております。したがって、今後は特に、疾病の予防対策、あるいは高齢者の独居老人等の見守り等、まずこ

の辺りに視点を当てて取り組んでまいりたいと考えております。それには各種関係団体、あるいは住民の皆様方のお力を借りなければ、行政だけでできる問題ではないと思いますので、その点は逆に、私どもも御協力をお願い申し上げまして今後、そこに視点を当てて取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。

2 番（山岡 敏） はい、議長。

議長（森田 瞳） 山岡議員。

2 番（山岡 敏） ありがとうございます。

私も何年か議員をさせてもろてますけど、今日はちょっと、非常に傍聴席にも沢山来ていただいております。したがって要望といいますか、こういう本会議のいろんな問題っていうのですね。まあ口ビーでも見れるようなモニター的なもの、こういうようなものもできたら要望したいと付け加えてお願いしときます。町長どうもありがとうございますございました。

引き続きまして、これ住民課長になると思いますけれども、今御存知のとおり、全国で100歳以上の方が戸籍上生存されてる。また住民基本台帳ですか、この上では載っかってる、色々難しい訳ですね。戸籍では、住民台帳ではあるけれども戸籍上もわからない、戸籍というのはどっかにいってしまうかわかりませんわね。僕の聞きたいのは、その住民基本台帳上100歳以上の方ですね、これ安堵町で何人おられるかちょっとお聞きしたい。

住民課長（堀口善友） はい、議長。

議長（森田 瞳） 堀口住民課長。

住民課長（堀口善友） 失礼します。

現在、住民基本台帳に記録されております100歳以上は4名でございます。

以上でございます。

2 番（山岡 敏） はい、議長。

議長（森田 瞳） 山岡議員。

2 番（山岡 敏） ありがとうございます。

非常にこれは、個人情報法というような、一つの保護条例がございますので、なかなか難しい点はやっぱございましょうけれども、これからも、戸籍、住民台帳ですね、

その都度その都度しっかりと訂正していただくと同時に、実際に存在されているかという形の人を、今後とも見定めていただきたいと、台帳上人は生きているけれども、本人はわからないとか、いうことのないように御努力願いたいとかように思っております。

色々とお質問させていただきました。私の質問はこれで終わらせていただきます。本当にありがとうございました。

-----

議長（森田 瞳） ただ今より、11時15分まで休憩いたします。

休 憩

-----  
午前 11 時 05 分

午前 11 時 15 分  
-----

議長（森田 瞳） 続いて9番、田中 議員の一般質問ですが。

町民の足の確保（交通権）については、先程質問がありましたので、質問内容が重複することのないように注意してください。

では、質問を許します。

9番（田中幹男） はい、議長。

議長（森田 瞳） 田中議員。

9番（田中幹男） 9番、田中幹男でございます。

今日は大変大勢な傍聴者に来ていただいて、大変ありがたく思っております。

改めて、西本町長就任おめでとうございます。

私は、西本新町長の町政運営方針を問うという観点で、質問をさせていただきたいと思っております。町長がこの間の集会等と言われております、「安全・安心な町づくり」「安堵町に住んで良かったと思える町づくり」「高齢者が長生きするだけではなく、本当に長生きして良かったと喜べる町づくりを目指す」等の話をいろんなところでされておりますが、私は、町長が目指す方向性について、後押しをする立場で発言をさせていただきたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。基本的には町長にお返事をお願いしたいというふうに思います。

まあ大きく分けまして、少子化対策、高齢化対策、また住民の足の問題ですね、3

点にわたって質問をさせていただきます。細かい点で言いますと、全体で7つの質問になろうかというふうに思います。

まず少子化対策の中で、ヒブワクチンの問題、子宮頸がんの問題、小児医療費の無料化拡充の問題について、まとめて質問をさせていただきます。

これまでも再三質問させていただいておる項目でありますけども、改めて新町長にお伺いしたいというふうに思います。

ヒブワクチンというのは、お子さまの細菌性髄膜炎の原因とされるインフルエンザB型に対するワクチン、これがヒブワクチンであります。これが原因の6割強を占めております。また肺炎球菌に対するワクチン、7価ワクチン、これが原因の3割を示しております。これに助成をできればお願いしたいということであります。今、国の助成もありませんので、ヒブワクチンは4回接種で約3万円かかりまして、7価ワクチンは3回で3万円程、大変高額な金額がかかる訳です。これは症状が出ましてね、状態は重体にならないとわからない病気であります。

奈良県を見ますと、昨年4月に生駒市では助成が実施されておりました、7月に天川村、そして今年4月から、奈良市、斑鳩町、川西町、吉野町、下北山村、川上村で4月より実施されています。

次に、子宮頸がんですが、これも最近テレビ等でも報道されておりますので、御存知の方もあろうかと思っておりますけども、概略含めて説明したいと思います。

これは今、年間3,500人の女性が亡くなっております。

この子宮頸がんっていうのは、定期的な健診とワクチン接種で予防できる、唯一のがんであります。今がんの中で、女性のがんですね、乳がんに次いで2番目に多く、20代では乳がんを越え1番になっております。子宮頸がんの原因はヒトパピローマウイルス(HVP)であり、性的接触によって感染をするものです。このウイルスってのは誰もが持っているウイルスなんです。ですから性的交渉が始れば誰でも感染する危険性があり、基本的には多くの場合、免疫力によって治る訳ですけども。今大事なことは、健診とワクチン接種、性的交渉のある女性は20歳になったら2年に1回の受診が推奨されておりますが、日本ではまだ2割に留まっております。先進国では日本だけあります。

世界では2007年にワクチン接種も始っておりますけども、日本では昨年10月にやっとワクチン接種が承認をされております。

現在100か国以上で実施がされ、イギリスやオーストラリアが無料となっております。日本では基本的に個人負担であり、半年のうちに3回接種する必要があります。約5万円から6万円かかります。現在近隣の市町村で見ますと、平群町や三郷町で補正予算を組んで検討をしているところでもあります。今議会にかかっているのではないかっていうふうに思っております。これに対して厚労省も来年の予算について、150億円の概算要求も出しているところでもあります。

次に3つ目、関連しますので小児医療費の無料化拡充についてお尋ねいたします。

今、県では未就学児童が対象でありまして、安堵町も県の規準と同じであります。最初、入院の場合は一月 1,000 円、通院の場合は一月 500 円の手数料がかかります。これも各地で、町、市独自の助成策が取られておりまして、隣の斑鳩町では、今年の 4 月より中卒まで、入院、通院とも無料化を行っております。また、山添村に至っては一気に高校卒業まで無料になっております。郡山では通院は県と同じレベルながら、入院については小学校卒業ということで行われております。

この 3 つの問題とも、これまでも何回となく質問はさせていただいておりますが、基本的に「検討する」という回答でなんら進展をみていない、これが実情であります。やはり、安心・安全な町づくりच्छゅうことを表明されるのであれば、これらの施策を 1 つ 1 つ実行することが今の行政に求められているというふうに私は考えますので、町長の考えと具体的にどう進めるのかお聞きしたいと思います。

議長（森田 瞳） 吉岡理事に申し上げます。

今質問ございましたヒブワクチンの助成、そして子宮頸がんワクチンの助成につきまして、この辺につきましては併せて御回答いただきたいと思ひます。どうぞ。

理事（吉岡 勉） はい、議長。

議長（森田 瞳） 吉岡理事。

理事（吉岡 勉） 大変僭越でございますが、4 月から健康福祉課理事を兼務させていただきます。只今の田中議員の質問に対しまして、6 月に同様の答弁させていただきましたので、一部重複するかとは存じますが、私の方から前もって答弁させていただきます。

ヒブワクチンにつきましては、乳幼児にかかる、咳・くしゃみを介してうつる病気でございます。年間約 600 人が発病し、そのうち 30 パーセント等の乳幼児がこのヒブワクチンの高熱で、何らかの後遺症を得るといふことの病気でございます。それにつきましては、ワクチンを接種することによって回避できるということでございます。

それから子宮頸がんのワクチンでございますが、これも先生が言われたとおりでございます。これは WHO も言っているとおり、11 歳からの予防ワクチン接種に、半年間で 3 回のワクチンを接種することによって回避ができると、これが不幸にもなったときには、約 20 パーセントの致死ということ、乳がんを抜いてそういう危険性を伴う子宮頸がんということでございます。

これにつきましては、昨日、菅総理が誕生し、現政権与党の民主党がマニフェストに掲げているとおり、現物サービス、現物給付ですね、をするというなかのヒブワクチン、子宮頸がんが網羅されております。そして、決定は今しておりませんが、23 年

度の厚労省の概算要求の中にも 150 億円の予算措置ということが計上されてますので、これが今、任意接種が法定接種になるということ予測されております。そうした中で、当町は何故しないのかということですが、まあそういうことで、国の方が考えておられるマニフェストにも掲げて公約としてされておりますので、当町のような小さな規模の町財政では、なんらその町財政で、公費で助成するのは時期早々かなと、そういうことで財政事情からも鑑みて慎重に検討し、実行可能な施策ということで、町長とも今後、検討してまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

議長（森田 瞳） 続きまして、住民課長の方から、小児医療無料化制度の拡充について、この件について御回答願います。

住民課長（堀口善友） はい、議長。

議長（森田 瞳） 堀口住民課長。

住民課長（堀口善友） 失礼いたします。住民課長堀口でございます。

小児医療無料化拡充につきまして御質問ございました。今の安堵町におけます制度は、既に先生が先程おっしゃっていただいた、正にその通りでございます。これを、一部負担金の 500 円、それを撤廃、また乳児医療の対象を小学卒業まで拡大した場合に試算いたしますと、およそ過去の受診率や 1 件当たりの保険料を試算いたしますと、およそ 1 千万円が今の予算に上積みされることとなります。平成 22 年度の予算で言えば 778 万円でございますので、およそ 2 千万円の金額となるところであります。

確かに少子化対策の一助になるとは思いますが、また、田中議員仰せのとおり、「安心・安全の町づくり」のため、その必要性は十分理解しておりますが、何分町財政も非常に厳しい状況にございますので、財政面等も見ながら検討を重ねてまいりたいと思っております。以上でございます。

9 番（田中幹男） はい、議長。

議長（森田 瞳） 田中議員。

9 番（田中幹男） もう何回か同じような回答を得ているわけだけれども、やはり財政が苦しいからできないって回答は、はっきり言って納得できない答えなんです。財政が苦しいからこそ助成手段が試されているのではないですか。そこ本当に考えてくださいよ。財政が豊かなら誰でもできますよ、はっきり言いまして。そこが本当の行政手段の試されどころなんです。是非、実現に向けて、本当に検討をしていただきたい改めて申しておきます。

次に、中学校給食の実現であります。

現在、安堵中学校では給食が未実施になっております。

以前は中学校でも行われていたというふうに聞いておりますけども、何で無くなってしまったのか。今全国で見ますと、小学校で 98.5 パーセント、公立の中学校で 80.9 パーセント実施をされております。奈良県においては、小学校 100 パーセント、中学校 69.2 パーセントであります。

この問題では、昨年 4 月にですね、学校給食法っていう法律があるんですが、改正が行われておまして、食育っていう観点がですね、食べる教育の育ですね、それが盛り込まれておまして、新しい教育指導要領でもうたわれております。

やはり今の経済状況の中で、子どもを取り巻く貧困って言いますか、7 人に 1 人というふうに言われておるんです。私は安堵町だけが例外っていうことはないと思います。やっぱり子どもさんにとって、本御所の経済状態に関わらず、子ども達の育ちの平等を社会的に補償することが大事ではないでしょうか。成長し発達する子どもたちにとって、安全で豊かな食生活の補償は、学びの源泉とも成るべきものだと私は考えます。

教育長にお伺いたします。教育長の見解と、是非実現へ向けての取り組みをお聞きしたいそのように思います。

教育長（中川克己） はい、議長。

議長（森田 瞳） 中川教育長。

教育長（中川克己） 田中先生の御質問に御答えをいたします。

先生御指摘のように、学校給食法によりましてですね、食育というものが盛り込まれました。新しい学習指導要領でも、「食育を大事にしてください。」こういうふうな内容になっております。つまり学校給食と言いますのは、食を学校給食を通じてですね、食について学ぶという、そういう教育活動の一つとして、実施をしているものでございます。

食事のマナーや望ましい食習慣であったり、食材や栄養のバランス、そういったことについて学習する教育活動の一環として、学校給食の実施をしている訳でございます。これは、小学校で学校給食を実施、中学校で弁当給食としておりますのは、児童、生徒の発達段階においた対応をしているということでございます。

小学校では、全員が同じ食材で作られた同じ献立の料理と量を食べることで、食について学習を行っているわけございまして、発達段階からいたしまして、個々に異なった量の別々の料理を食べているということは、発育・発達の上で好ましくないからでございます。

ところが、中学生の段階になりますと、更に著しい発育・発達の時期を迎えます。

個人差がかなり出てくる訳でございます、個人による好みや量も変わってきてまいります。その人一人ひとりに応じた対応をしていく、そういった中で食育を考えていくということが大切になります。

したがって、それぞれの量によって食の学習をする、それぞれの一人ひとりに合った食材や献立によって食の学習をするという意味から弁当給食をしているところでございます。このことは、男女共同参画社会の実現に向けまして、家庭科の総合的な学習の時間や、あるいは家庭からの時間、そういった時間の中で自分で弁当を作ってきて、その弁当を見せ合いをしながら考え合うとか、あるいは料理を作り合うとかそういった学習をしている訳でございます、そういう意味で学校給食当初はですね、十分に食が恵まれない、そういう戦後のですね、食の恵まれない児童、生徒が非常に沢山あったということでの中の対応として始めましたが、現在は、先生が御指摘されましたように、食育の一環として、学習の場として実施しているものであるということをお理解を賜りたい。さらに、それは発達段階においていくべきものだ、こういうことで御理解を賜りたいと思っています。

従来そのままですね、今も中学校で給食を続けている学校もございますが、奈良市、大和郡山市、大和高田市、大きな市ではですね、これは本町と同じように弁当給食をされているところがございます。

もう1点は、教育法の中ではですね、現在私は非常に心の問題っていうのが子ども達の大きな課題であろうというふうに考えております。心をどう育てていくかっていうことが、非常に深刻な状態になっておろうかと思っております。そういう意味ではですね、子ども達と親御さん等をですね、心の繋がりを深めていっていただきたいこんな思いでおります。

かつて、本校が健康優良学校の表彰を受けます際に、視察にお越しいただいた大学の教授の先生から、弁当給食が、心が不安定になりがちなこの時期の思春期の子ども達の心の安定を図るのに大きな役割を果たしているということで高く評価をされまして、NHK・奈良放送でも紹介をされた。こういうことが経過としてございます。

子どもはこういった意味で、中学校の弁当給食を大切にしていきたいなというふうに考えております。

先程、先生の方から数字を示していただきました。奈良県では80.9パーセントの学校、小学校ですかね、それから中学校は、あ、小学校は100パーセントですか。69.2パーセント中学校と数を示していただきましたが、この答弁につきましてもですね様々な統計の仕方がございまして、学校数でやる場合が何パーセントになるのかっていう場合と、自治体の数でやると何パーセントになるのかっていう場合と、それからですね、生徒数でやると何パーセントになるのかっていうことで、かなりその差がございまして、一概には言えないのではないかなというふうに思っております。曖昧な私の記憶でございますので、先生から御指導いただきました後、記憶をたどってですね、新聞記事を一生懸命探したんですが、見つからなかったんですけどもです

ね。全国的な調査の中で、多分奈良新聞だったと思うんですが、保護者が給食を希望されている数と、それから希望されない数とがですね、ほぼ同数であったのかなというようなそんな調査もですね頭の片隅にありましたんで、必死で資料を見つけたんですがわかりませんでしたので、これは曖昧な数字ですのでね、答弁の中から削除いただきたいなというふうに思っておりますが、そういう状況の中で、私どもは中学校での学校給食っていうものが子どもの育ちのうえで、心と体を育てるという意味で大切にまいりたいと思いますので、御理解を賜りますようよろしくお願いをいたします。

以上でございます。

議長（森田 瞳） 教育長に申し上げます。  
もうちょっと完結に御回答ください。

議長（森田 瞳） 田中議員。

9 番（田中幹男） はい、私はやっぱりね、まあこの間、色々教育長とは何回も話をしていますね。實際上、その度にやりあっている訳ですけども、やっぱり一つ私考えて違うってのはね。やっぱり今の状況認識がまず違うっていうことで。食育ってのはやっぱり同じ釜の飯って言いますかね、同じ食事をしてね、この安堵町で採れた野菜を使い、同じ食事を食べることによって、食育ってのは基本的に養われるもんだと思うんです。

で、まあ教育長は、小学校、保育園の給食をね、何で許してんのかなっていう思いもありますね当然。小学校、保育園ではずっとやってる訳ですから、中学校だけ外す理由なんかないわけですよ。その辺の整合性も取れませんしね。やはり本当に今の実態ってのを見てもらって、勿論、親が愛情たっぷりこもった、栄養バランスのとれた弁当を作れる家庭ばかりではないんですよ。そこを是非考えていただきたい。恐らく教育長の家はそういう恵まれた家に生まれたんでしょう、私はその認識が全然違います。はっきり言わせて。

で、親の愛情を計る場合にね、学校の給食だけで計れるもんじゃないですよ。親の愛情っていっぱいあるんですよ。食事だって当然、朝晩は親が作るわけです。学校が休みであれば親が作るわけですよ。なので学校給食だけで親の愛情が薄れるなんていうことは有り得ないですよ。そこを本当に考え直していただきまして、私は、前にもやってたわけですから、経費もそんなにかからないと思います。考え直していただいて、町長もそういう思いに立っていただくなら、直ちに実行できる施策だというふうに考えます。教育長の回答をお願いしたい。

教育長（中川克己） はい、議長。

議長（森田 瞳） 中川教育長。

教育長（中川克己） お答えをいたします。

田中先生が言われましたというお話もございましたが、幸い、教育委員会にもお越しただいて、意見も交わしているところではございますが、その折にはね私が 2 番目に申し上げた面でかなりお話をさせていただきました。

ただ、本日 1 番目にですねお話をさせていただきましたように、これは発達段階に応じた対応をしているっていうことで御理解を賜りたい。だから、保育園や小学校と中学校等は発達段階が違うっていう、高等学校ではまた更に発達段階が違う。こういう中で、高等学校で給食を行っているところはない訳でございます、その中間に当たるのが中学校っていうことでございますので、これはそういう意味で御理解を賜りたいなというふうに思っております。

なおですね、子どもの心の状態っていうのはなかなか目に見えないわけでございますが、より深刻な状況になると私は思っております。そういう意味では、心を養うのに役立つものにつきましては一つでも欠かせない、こんな思いでおります。教育長は、その食に重大な課題を抱えている子ども達の姿を知っているのかっていうことをお尋ねになりました。十分認識をしているつもりでございますし、過去にもですね、私達はそういった子ども達と丁寧に関わってきた思いがございますので、その辺は十分に認識をしているつもりでございます。以上でございます。

9 番（田中幹男） はい、議長。

議長（森田 瞳） 田中議員。

9 番（田中幹男） 是非、引き続き、実現に向けての本当の意味での検討を、私は再度要望しときます。

次に、高齢者の問題であります。

今、100 歳以上の行方不明者、また孤独死、高齢者を取り巻く環境は、「長生きをしてよかった」と喜べる環境ではないと思います。

孤独死を見てもみますとね、今年に入って奈良県だけで 260 人にも昇っております。大変な事態ですよ。これからますます高齢化社会が進む中で、高齢者や、特に独居家庭の支援をどのようにするのかは、今行政を鋭く捉えている課題だというに思います。

町長も先程そういう発言もされております。勿論、行政で全てが対応できればそれに越したことはありませんが、私は地域での声かけ運動も大変大事になってくるのではないかって考えております。

今、包括支援センターのケースワーカーが 2 人でやっておりますけども、また民生

委員の皆さん、そういう人達の努力で、訪問活動や声かけ運動がされております。

私は、地域で高齢者を見守る、そういう観点に立って、そういう人達の家族構成や、これは防災にもなりますよね。当然防災対策にもなります。名簿の作成をお願いしたい。少なくとも自治会の役員ぐらい知らなかったら、本当に文句だけで終わっちゃう、言葉だけで終わっちゃいますよ、実効性なんか殆どありません。実効性ある対策を是非考えていただきたい、そういうふうに考えます。

次に、特定健診についてまとめてお答え願いたいと思います。

これは今年で、高齢者医療制度が3年目を迎えて、それと同時に俗にいうメタボ健診であります。

今検査項目が大幅に減らされておまして、受診率も低迷をしているという問題があります。私がこの中で問題視するのは、心電図や眼底検査であります。これは、不整脈や狭心症などの発見率が激減する恐れがあるものです。また、血液検査から、赤血球や白血球、血小板が外れ、薬の副作用をチェックすることもできません。特に心電図については、皆さん自分でお金を払って検査を受けているのが実態であります。この辺についても町として何か考えられるのではないかという視点で質問させていただいております。この2点について回答をお願いしたい。よろしく申し上げます。

議長（森田 瞳） 吉岡理事に申し上げます。

高齢者の見守りについては吉岡理事、そして、後の特定健診・特定保健指導については、堀口住民課長より御答弁願います。

理事（吉岡 勉） 只今の田中議員の質問でございますが、当保健センターには御存知のとおり地域包括支援センターがございます。こういうことで、チラシ、これは毎年4月に広報に掲載させていただいております。その中で、地域包括支援センターの働きというのはなんぞやということで、この中には明記してはございますが、地域包括支援センターは要介護支援、まあ介護1から5までありますが、それまでの1、2の方について、あらゆる生活していく上で支障をきたすこと、その支援をするところでございます。先程の2名のケアマネージャー云々でお話させていただいておりますが、この基本構成は社会福祉士1名、それからケアマネージャー1名、コーディネーター1名の3名が基本となっております。その3名で、安堵町全体のいわゆる高齢者、高齢者という概念は一般上、社会区分上75歳を示しますが、当町の場合は介護保険もやっておりますので、その介護保険の担当のエリアという対象者は65歳以上でございます。で、65歳以上の安堵町の住民は1,906人、1,906人を当町のケアマネ2名、これは介護保険のケアマネです。うち1名は日々雇でございます。正規の職員は1名。それ以外のケアマネは、各施設のケアマネ、それと社会協議会のケアマネ2名に委託しております。

そうした中で、介護保険は、要介護1から5の方についてのサポート、それから、

地域包括支援は先程言った要支援の1・2の方のサポート、全てそれを網羅するわけにはなかなかいきません。実際21年度は、その地域包括支援それから社協（社会福祉協会）を含めてケアマネが関与し、訪問指導また訪問のためにその方のケアマネージメントをしたのが、延べ581件でございます。内容につきましては委員会の方でお渡ししてしますので、それは省かせていただきまして、そのケアマネージメントをするに当たって581件、21年度ではございました。で、実際8月末までの件数で毎月63.8件を色々な相談、またケアマネージメントをさせていただきます。そうした中で、私らの方で、これはほんまに民生委員さんも含めて関与していただいてありがたいなということで、昨日、安堵町老人クラブ連合会の方から友愛活動の一環で、緑化事業で、見守り・声かけということで、溝本会長さんからお話がありまして、おおいに私らも賛成し、また協力させていただきたいということで、今後安堵町におかれる、先程言った老人クラブは80歳以上対象ですが、1,906人対象の老人さんについて今後、声かけ・見守りを的に充実してやっていきたいと思っております。以上でございます。ありがとうございます。

9番（田中幹男） はい、議長。

議長（森田 瞳） 田中議員。

9番（田中幹男） 是非、真剣、真摯な検討をお願いしたい、というふうに再度申し上げておきます。

あと持ち時間が3分ですね。最後の「住民の足の確保について」は山岡議員と質問が重なりますので、重ならないところで質問をさせていただきます。

これからこの課題は、第1の課題になろうかというふうに私は認識をしております。これは大きく言いますとね、「交通権」という権利の問題なんですよ、そこまでの認識を行政が持っておられるのか、「交通権」、権利なんですよ、やらなきゃいけない課題なんですよ、まずそういう認識を持っていただきたい、私はそういうふうに申し上げときたい。

奈良県でいいますとね、39市町村あるんですが、現在、実際に実施をしていないのは6市町村だけあります。この6市町村でも三郷町は奈良交通に補助金を出しております。田原本町では、デマンドタクシー実現に向けて、今検討中であります。王寺町は広域の斑鳩や三郷町・河合町・上牧町、合計5町で法定協議会を立ち上げ、今、県の職員も入れて検討がされております。全く取り組みしてないのは、我が安堵町を含め川西町、三宅町の3町のみであります。

本当に実現に向けて、私は直ちに検討会、検討委員会ってものを作って欲しい。当然、実現に向けてすぐにはできません。路線も考えなければなりません。財源的な裏付けも必要です。実際に立ち上げるまでには何年もかかります。今からそういう検討

会を作っていただくことを提案したいと思います。

最後に町長の答弁をお願いします。

町長（西本安博） はい、議長。

議長（森田 瞳） 西本町長。

町長（西本安博） 時間の関係もございませう。かいつまんで答弁をさせていただきます。

まず、ワクチンの問題からいきます。

やはり国の取り組みも姿を見せてまいりました。財源の問題もございませうがこの点については、私は一歩進んで検討を加えていきたいと考えております。

議長（森田 瞳） 答弁の時間含めて 40 分ですので、これで田中 議員の一般質問を終わります。

-----

議長（森田 瞳） 続いて 10 番、福井 議員の一般質問を許します。

10 番（福井保夫） はい、議長。

議長（森田 瞳） 福井議員。

10 番（福井保夫） 10 番、福井です。新人です。先輩方に負けないう頑張ろうと思いません。

「国民年金について」ということで、先般、私事であれなんですが、6 月 30 日に商工会を退職し、7 月 5 日の日にですね住民課の方へ離職票、年金手帳を提出し、その後 1 ヶ月経っても納付書等が来ないので、ちょっと住民課の方へ問いただきました。

「近々納付書が来るでしょう」という返事が返ってきたんですが、それから 2 ヶ月経っても納付書も来ません。それで 9 月 3 日に奈良事務センターに確認したら、まだ安堵町役場の方から書類が来てないということで、2 ヶ月程ほったらかしと言いますか、状況でした。でまあ他に苦情等が無かったのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

住民課長（堀口善友） はい、議長。

議長（森田 瞳） 堀口住民課長。

住民課長（堀口善友） 失礼します。

只今の御質問にお答えさせていただきます。

取り合えず、国民年金の安堵町で行う事務といたしましては、国民年金機構との、住民さんとの間に立ってその書類をやりとりして、国民年金に係る個々の住民様の利便を図るということをやっております。その中で町といたしましては、受け付けた書類を日本年金機構へ送り、あとは日本年金機構がその年金に係る事務処理を行うわけですが、窓口業務につきまして、迅速をモットーにするのは当然でございます。ただ事務が一時的に集中したり、また不測の時間を要することもございます。住民の皆様には御不便、御迷惑をかけることもあるかとは承知いたしております。今議員がおっしゃったその遅延につきまして、私自身もちょっと肌で感じるころございましたので、担当・副担当をもう1人、事務分掌上で配置いたしまして、相談を受ける職員、受け付けた書類を迅速に年金機構へ送る職員、そういうふうな職員をはりつけましたので、改善させていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

10番（福井保夫） はい、議長。

議長（森田 瞳） 福井議員。

10番（福井保夫） 今後ですね、やはり国全体で年金問題というのはかなり問題になっております。やはり迅速、スピーディーに処理をしていただきたいと思います。現に社会保険事務所に7月に行きましたら、やはり丁寧に、ほんまに至れり尽くせりというぐらい色々説明をしていただきました。それで健康保険の方もやはり直ぐ納付書が届いてくれるような状況でした。

今後、やっぱり安堵町役場という会社ですんで、やはり商売相手は住民という意識を強く職員の方に指導していただきたいと思います。以上です。

議長（森田 瞳） 安堵中学校校則について、どうぞ。

10番（福井保夫） はい、議長。

安堵中学校の校則ということで、金髪に染めていると思われるような女子中学生が2名程いたと思います。現に私も見ましたし、そういう中で、校則違反ではないのかということと、担任教員さんと校長先生と父兄の方とどういう話があるのか、教育委員さん等は御存知なのか、というようなことをお聞きしたいと思います。

教育長（中川克己） はい、議長。

議長（森田 瞳） 中川教育長。

教育長（中川克己） お答えをいたします。

子ども達の育ちとかですね、学校教育に関心を御持ちいただいておりますことに、感謝を申し上げたいというふうに思います。

御指摘いただきましたように、2名が髪を染めて登校していると、こういう状況がございます。最初にですね校則というものについて若干、御説明をさせていただきたいと思うんですが、望ましい学校生活をしていくためにですね、このような形で生活をしようというふうに定めているのが校則でございます、いわば望ましい学校生活の目標といったような性格のものであろうかと思っております。

したがって、学校によりましては「生活規則」と定めたり、あるいは「生徒会規則」というふうな形になったり、あるいは「生活の目当て」というふうな形で呼んでいるところもあるわけがございます。安堵中学校では「生徒会規則」ということでですね、生徒会が話し合っただけで決めた規則として設定をしております。

当然、一般社会におけるお考えと齟齬をきたすものではないというふうにも考えております。

こういった中学校、小学校での規則に関してはですね、これを違反したからといって何らかの処分が行われるという性格のものではございません。

高等学校のようにですね、高等学校ではそういう行動に対して、謹慎であったりとか停学であったりとか退学であったりとかいった処分が行われるわけですが、幼児教育ではそういうことを行うということは教育的ではないというふうに考えられております。したがって、だからといって守らなくて良いという性格のものでは勿論ありませんし、決まりや規則の意味、それから決まりを守ることの大切さについても子ども達は学習をしているところでございます。

御指摘いただきましたように、2名の髪を染めた生徒がいるわけですが、当初はですね4名おったわけですが、現在、指導の経過の中で2名になっているとこういうことでございます。いずれも他町から転入学してきた生徒であったと、指導を重ねた中で現在2名になっていると、こういう状況でございます。で、それは当然、その生徒に望ましい生活を進めさせなければならないわけですから、保護者と共に、担任・生徒指導担当、それから校長・教頭含めてですね指導体制を組んで指導に当たっているというところでございます。

今後ですね、この当該の生徒達については、保護者と共に指導を続けてまいりたい、こんなふうに考えているところでございます。以上でございます。

10番（福井保夫） はい、議長。

議長（森田 瞳） 福井議員。

10番（福井保夫） 教育長の当たり障りないその答弁というのはあれなんですよ。やっぱり金髪というようなね、やはり世間一般、常識というところから見たら、やはりある程度もっと厳しく教育していかなあかんのじゃないですかね、そういう部分をちょっと思いますけどね。

それと今回、愛知県岡崎市でありました教員の事件もあります。先般、教育長とお話させてもらった中で、学校の先生がどんな授業をしとるのかと、私、議員になって「参観はさせてもらっていいんですか」と聞くと、「議員は駄目です、政治をしてください」というような意見がきました。そしてその役目は教育委員の仕事ですということでした。でまあ、「教育委員さんはどれだけ小学校や中学校の授業を参観されとるのか」と聞きますと、「年1回です」と言います。でまあ教育長もどれだけ授業を見てるのかと、先生の教育というかしてるのかと聞きますと、なんか中途半端な返事しか返ってこなかったんですけど、今までの同僚がいるとか、だからやはりね、合わせても50人ぐらいの先生と思うんですよ、小学校・中学校。せめて教育長の返事として、そこで私は、「全職員の授業も見てます」というような返事が返ってくると思ったんですが、曖昧な返事しか返ってきませんでした。やはりもっとそういう面では、今回の岡崎の、岡崎市ですか、そういう事件もあるので、もっとそういう面を教育委員さんなり、また委員長なりが徹底して先生の指導なり、生徒の状況というものを現場で見るといってないかと、分らない部分がいっぱいあるんじゃないかと思います。以上です。

議長（森田 瞳） これで10番、福井 議員の一般質問を終わります。

-----

議長（森田 瞳） 続いて12番、溝本 議員の一般質問を許します。

12番（溝本 隆） はい、議長。

議長（森田 瞳） 溝本議員。

12番（溝本 隆） 12番、溝本です、よろしくお願いいたします。

「健康増進法児童喫煙防止の第25条の施設内喫煙全面禁止について」をお尋ねいたします。

具体的内容に入る前にですね、本町の運営対策の現状についてをお聞きしたいと思います。

総務課長（中野彰宏） はい、議長。

議長（森田 瞳） 中野総務課長。

総務課長（中野彰宏） 今おっしゃられたように、平成 14 年施行されました（健康増進法第 25 条児童喫煙防止対策）を課せられたというのは、この時点ではまだ努力義務でございました。しかしながら、その時点ですすね、公共施設見直しまして、役場庁舎を始めとする町公共施設ですすね、これらについて一部を除き全面禁止の措置をとっております。以上です。

12 番（溝本 隆） はい、議長。

議長（森田 瞳） 12 番、溝本議員。

12 番（溝本 隆） 一部を除きとは何処と何処ですか。

総務課長（中野彰宏） はい、議長。

議長（森田 瞳） 中野総務課長。

総務課長（中野彰宏） この一部につきましては役場庁舎でございます。1 階フロア、2 階フロア、3 階フロア、4 階フロア、これらについて分煙措置をとっております。以上です。

12 番（溝本 隆） はい、議長。

議長（森田 瞳） 12 番、溝本議員。

12 番（溝本 隆） では、質問に入らせていただきます。

平成 22 年 2 月に厚生労働省からの公共施設を全面禁止するよう通知があり、通知を受けて、県内の動きも広がっている状況であります。

県関連の全ての施設を、9 月 1 日より施設内喫煙を全面的に禁止し、また屋内喫煙所撤去を発表したと、この主旨としてはすすね。厚生労働省の通知もあるんですけども。色々ですすね、これについて県の方も、今回の処置を通じて動きが県内に広がればと期待しているというコメントもあり、またこの法律の意義をよく理解していただきたいと思ひまして、本町においては徐々に今後、一部というやつをすすね、全面禁止にやられるのかどうか、ここのところをお聞きしたいです。

総務課長（中野彰宏） はい、議長。

議長（森田 瞳） 中野総務課長。

総務課長（中野彰宏） 溝本議員おっしゃいますように、本年 22 年 2 月厚生労働省の通達を受けましてですね、今後全てを全面禁止とさせていただきたいと考えております。

なおですね、4 階の議会のフロアにつきましてはですね、一応議会内部で、その措置を検討していただきたいというふうに思っております。よろしく御理解の程お願いいたします。以上です。

12 番（溝本 隆） はい、議長。

議長（森田 瞳） 12 番、溝本議員。

12 番（溝本 隆） 今ですね、施設内の全館、ただし、議会棟というものを議会議員の間で相談してくれというような意向。これは奈良県でもそうなんですよね、県の施設を全面禁止すると、その中にはですね、議会棟をどうするかと、今までが、奈良県では 135 ある施設をですね、今まで 100 の施設で全面禁止をしてたわけです。それ以外 35 というものはですね、今まである程度の緩くいうんですか、そういうこともあったんですけども、今回は全部の施設をやると、それ以外にもですね、屋内の喫煙所撤去という、ここまで厳しい言うんですか、愛煙家の方にはかなり厳しいかと思えますけども、分煙、自粛分煙ということについてですね意義を考えれば、そこらのところをかなり厳しくですね意義を理解してやっていけばと思えますけど。これはまあ、議会の方へですね案を投げかけていただいたんで、議会の中でもですね、それは相談していきたいと思えますけども、それとやっぱり、これはいつからやられるんですか。

総務課長（中野彰宏） はい、議長。

議長（森田 瞳） 中野総務課長。

総務課長（中野彰宏） 然るべき措置は即急に取りたいと、1 階フロアのロビーにあります喫煙場所については外部へ出す措置を取りたいと思います。以上です。

12 番（溝本 隆） はい、議長。

議長（森田 瞳） 12 番、溝本議員。

12番（溝本 隆） 即急にということですけど、そのいつからということの具体的な日にはまだ通知できないですか。

総務課長（中野彰宏） はい、議長。

議長（森田 瞳） 中野総務課長。

総務課長（中野彰宏） 早急にということで、御理解いただきたいと思います。以上です。

12番（溝本 隆） はい、議長。

議長（森田 瞳） 溝本議員。

12番（溝本 隆） 今色々お話聞かせていただきまして、一日でも早く児童喫煙の主旨を理解していただいて、実施、行っていただきたいと思います。  
どうもありがとうございました。終わります。

議長（森田 瞳） これで一般質問を終結します。

-----

議長（森田 瞳） 日程第4：「議員派遣について」を議題といたします。

お諮りします。

議員派遣については、お手元に配布いたしましたとおり。

平成22年11月4日から5日、長野県上高井郡小布施町におもむき、小布施町が取り組んでおられる町づくりについての視察研修を実施することにしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 異議なしと認めます。

議員派遣については、お手元に配布いたしましたとおりと決定いたします。

-----

議長（森田 瞳） 日程第5：「議会運営委員会の閉会中の継続調査について」を議題とします。

議会運営委員長から、委員会において所管事務の事件について、会議規則第68条の規定により、お手元に配付しております申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

議長（森田 瞳） お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 異議なしと認めます。

よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定されました。

-----  
議長（森田 瞳） 日程第6：「諸般の報告」を行います。

議会からは、ございません。

議長（森田 瞳） 次に、行政から報告はありますか。

理事（北田秀章） 特にございません。

議長（森田 瞳） 無いようでございますので、これで諸般の報告を終わります。

-----  
議長（森田 瞳） 只今、12時13分。お昼をちょっと回りましたですけども、これで本日の日程は、全部終了いたしました。

会議を閉じます。

平成22年第3回安堵町議会定例会を閉会します。

閉 会

-----  
午後12時13分  
-----